

厚生労働省
東京労働局発表
令和2年12月1日

東京労働局雇用環境・均等部

指導課長

新名 準一郎

総括雇用環境改善・均等推進指導官 田名網 洋子

電話 03-3512-1611、FAX 03-3512-1557

12月は、「職場のハラスメント撲滅月間」です

令和2年6月1日から、大企業には職場におけるパワーハラスメントの防止対策が義務付けられています！

東京労働局（局長 土田浩史）では、ハラスメント撲滅月間の期間中である本日12月1日から12月28日まで、特別相談窓口を開設しています。

労働施策総合推進法等の改正により、令和2年6月1日から職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務付けられ（※）、また、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が図られたことから、厚生労働省では、改正法の周知と併せて、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、広く社会一般にハラスメント防止対策の周知を図ることとしています。なお、管内の相談状況は別紙1の通りです。

※パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務については、中小企業は、令和4年4月1日から義務化されます。

【ハラスメント対策特別相談窓口】

1 「パワーハラスメント(いじめ・嫌がらせ)」に関する相談

電話 03-3512-1608

雇用環境・均等部 総合労働相談コーナー

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

2 「セクシュアルハラスメント」、「妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメント」に関する相談

電話 03-3512-1611

雇用環境・均等部 指導課

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

3 「ハラスメント悩み相談室」(厚生労働省委託事業)も、ご利用ください

◎夜間・土日でも相談に対応しています

月曜～金曜 12:00～21:00

土曜・日曜 10:00～17:00

※祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く

◎メール相談も可

◎弁護士による事業主向け完全予約制電話相談有

※詳細は別紙2リーフレットを参照

ナヨ ハラス
電話 0120-714-864

ハラスメント悩み相談室

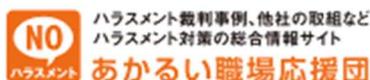
検索

【厚生労働省の事業紹介】

1 職場のハラスメント対策シンポジウム(リモート開催)

日時：令和2年12月9日（水）14時～16時20分（予定）

内容：学識経験者による基調講演、企業の労務担当者によるハラスメント対策の事例紹介
（お申し込みはポータルサイト「あかるい職場応援団」にて受付しています。）



あかるい職場応援団	検索
-----------	----

<https://www.no-harasument.mhlw.go.jp/>

2 ポータルサイト「あかるい職場応援団」について

「あかるい職場応援団」とは、職場の総合的なハラスメントの予防、解決に向けた情報提供のための厚生労働省が運営するポータルサイトです。

ハラスメントに悩んでいる方や、会社の人事労務担当者向けに、動画・裁判例・他企業の取組例など様々なコンテンツを提供しております。

※トップページ



※コンテンツの例

▶ 裁判例を見てみよう
ハラスメント基本情報



▶ 他の企業はどうしてる？



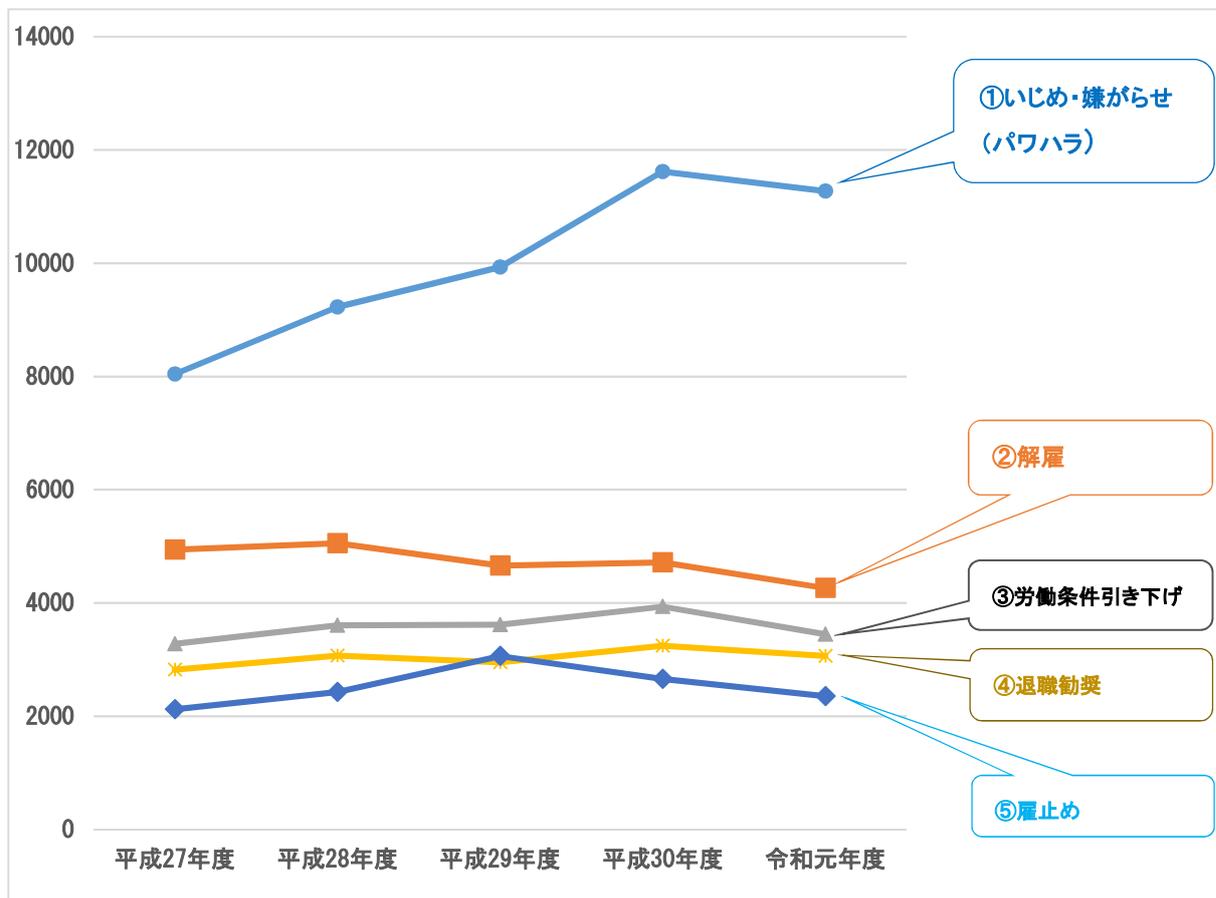
▶ パワーハラスメント
オンライン研修講座



▶ 動画で学ぶハラスメント
これってハラスメント？
動画でチェック！



【東京労働局総合労働相談コーナーにおける相談状況】



No.	項目（相談のうち、主な項目）	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
①	いじめ・嫌がらせ（パワーハラスメント）	8,042	9,226	9,935	11,620	11,276
②	解雇	4,943	5,054	4,660	4,715	4,263
③	労働条件の引き下げ	3,278	3,603	3,616	3,935	3,445
④	退職勧奨	2,819	3,071	2,951	3,243	3,064
⑤	雇止め	2,121	2,425	3,061	2,660	2,352
参考：相談件数（全数）（※）		121,601	179,819	154,712	149,811	156,858

（※）上記「参考」の件数は、東京労働局総合労働相談コーナーで受けた相談の全数です。

・パワーハラスメント（いじめ・嫌がらせ）の相談件数（東京労働局管内）は、年々増加傾向にあり、平成30年度に、1万件を超えました。

職場でのハラスメントに
悩んでいませんか？

ハラスメント 悩み相談室

相談
無料

マタハラ等

妊娠・出産・
育児休業・
介護休業等に関する
ハラスメント

セクハラ

セクシュアル
ハラスメント

パワハラ

パワー
ハラスメント



電話相談

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



ナ イ ヨ ハ ラ ス
0120-714-864



メール相談

24時間受付・5営業日以内に返信予定。
パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

- 受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>
- メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



新規
開設

電話相談 (事業主、人事労務担当者向け)

会社内でハラスメントが起こり、対応にお困りの事業主の方の相談はこちら

- 予約受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/denwa-soudan/>
- 事前メールによる完全予約相談受付
- 1相談1回の弁護士による無料電話相談 



(委託運営)

専用Webサイト | [ハラスメント悩み相談室](#) [検索](#)

LEC 東京リーガルマインド

職場におけるハラスメントのことで
お悩みの方、お困りの方、
ハラスメント悩み相談室へご相談ください!

例えば、このようなことで
お困りではありませんか?



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない



相談無料

匿名可

プライバシー
厳守

専門家が電話・メールから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは?
- 必要があれば関係機関をご案内 など

